

滋賀県環境影響評価審査会概要

1. 日時 平成 24 年 3 月 5 日（月） 13:30～16:45
 2. 場所 県庁別館 2 階 職員会館大ホール
 3. 議題 （仮称）竜王岡屋工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書について
 4. 出席委員 占部会長、諏訪副会長、遊磨委員、藤本委員、浅見委員、定森委員、山崎委員、和田委員
 5. 内容
当該事業に係る環境影響評価準備についての説明および質疑応答があった。
-

【議事概要】

[事業者が、準備書第 1 章から第 4 章までの内容を説明]

(委員) ただいまの事業者の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

(委員) 給水関係についてお聴きします。想定する進出企業が、主に製造業となっており、相当に洗浄水等を必要とするのではないかとと思いますが、現在、引き込み予定の工業用水は十分に賅える水量なのでしょうか。

(事業者) 今、想定している業種については、十分に賅えると考えています。

(委員) 工業用水には、水道使用料がかかりますが、地下水には使用料はかかりません。今回計画の工業団地では、地下水は使わせない方針という事ですね。

(事業者) 地下水の使用を規制するルールはないと思いますので、もし、立地する工場が地下水を使うという事であれば、地下水に対する影響把握等は、進出企業にお願いする事になると思います。ただ、排水については、下水道に放流する事となり、下水道の受入水量が限られていますので、これも併せて検討していただく事になると思います。

(委員) 事務局にお聴きしますが、環境影響評価における今の事業者の考え方は、問題はないのでしょうか。

(事務局) 準備書には、進出企業は地下水を利用しないことが前提として記載され、その前提をもとに環境への影響が予測評価されています。このため、進出企業が地下水を使用すれば、その前提条件が大きく変わり、環境影響評価の結果も大きく変わる可能性があります。そのため、進出企業への要請を徹底する等し、前提条件が変わらないようにしていただく必要があります。

(事業者) 地下水について少し補足します。まず、排水は竜王町の公共下水道に放流しますが、その受入量は、直近の下流で 2,000m³/日です。排水量がこれ以上になると、公共下水道に放流できなくな

りますので、工業用水の量は、公共下水道へ放流可能な範囲で確保する事を考えています。

地下水の利用については、公共下水道への放流可能な水量から考えて、調整していかなければならないと思いますが、最近では、水の再利用を積極的に行う節水型の工場が非常に多い事から、特に支障は生じないと思います。

(委員) 確実な話ではありませんが、比較的浅い井戸を設置して地下水を取水する場合、この地域の地下水は、金気が出やすいのではないかと思います。そうすると、鉄分除去のための施設等が必要になり、水質への影響を評価する必要があるのではないかと思います。また、深井戸を設置するとすると、さらに考慮すべき事項が増えるため、慎重に対処されるべきではないかと思います。

(事業者) 事業予定地におけるボーリングでの地質調査によると、地下水はあまり多くないという結果になっていますので、工業用水を確保する計画としています。

(委員) 事業予定地内には、井戸を設置できる場所はないという事ですか。

(事業者) 確実だと言いきれませんが、古琵琶湖層等、浅い層では地下水は確認されていますが、工業用水として充分量の地下水が確保できないという事で、工業用水を引き込む計画としました。

(委員) 準備書 p.118 の表 4.2.31 に、湖南省で水質汚濁の苦情が 8 件あったと記載されていますが、その内容をご存じでしょうか。

(事業者) 行政資料から引用していますが、内容までは公表されておらず不明です。

(事務局) 事務局から説明させていただきます。準備書に記載されている公害苦情に関する件数は、おそらく湖南省が受け付けられた公害苦情を種類別にカウントしたもので、その内容については公開されていません。

事務局である環境政策課では、公害苦情に関する問い合わせをいただく事もありますが、一般的には水質汚濁に関する苦情は、水路に油が流れた、濁水が流れたといった事が多いのではないかと思います。

(委員) 造成工事の盛土、切土についてお聴きします。計画書の手続きの段階で現地を確認しましたが、現状の事業予定地の景観として良い点は、東側から見て、里山的な小山に谷間がきれいに入り込んでいるところだと考えています。

祖父川の東側にある集落から見て、祖父川の向こうに一盛り的小山を残されるのであれば、景観としては特に問題がなくなると思っていましたが、準備書 p.17 の図 3.3.5 の断面の「⑦-⑦」や「⑧-⑧」等を見ると、東側に土を盛り上げ、祖父川までの緩衝部分の緑地もさほど多く設けられていない様子です。

このような計画にされた経緯、また緑地部分の仕上げについての考え方について説明していただけませんかでしょうか。

(事業者) ご指摘のとおり、事業予定地は、祖父川寄りの東側部分が低地、国道 477 号沿いが比較的山地になっております。緑地を確保しながら有効な工場用地を確保する事、切土を場外に排出しない事を前提に検討した結果、西側の山地から東側の低地に土を移動させる計画としました。

東側の法面は、伐採した立ち木や竹木をチップ化後、厚層吹付し、在来の植生を芽生えさせる計画としています。

また、工場立地後の景観については、後ほど説明予定です。

(委員) 土地利用の事でお聴きします。準備書 p.14 の図 3.3.2 には、残置森林、工場用地、調整池が示されていますが、事業者が売却する部分は、どの部分でしょうか。

(事業者) 工場用地として区画されている部分は、その周囲の法面の緑化部分も含めて売却予定です。

(委員) 調整池は、売却しない予定でしょうか。

(事業者) 売却しない予定です。

(委員) 調整池は、降雨時の雨水排水の放流を調整するためのものであり、管理する必要があると思いますが、管理はどのようにするのでしょうか。

(事業者) 今後協議する必要があると思いますが、管理は原則竜王町に引き継ぎたいと考えています。

(委員) 工場用地は、その周りの法面や緑化する領域を含めて工場に売却され、以後の管理は工場側で実施し、また調整池は、竜王町に管理を引き継がれるという事ですね。

(事業者) 今後協議が必要になりますが、残置森林の管理については、進出企業、また、工業団地内で組合が設立されれば組合にお願いできればと考えています。

ただし、調整池は、「開発に伴う雨水排水計画基準(案)」の中で、管理組合、あるいは、地元市町村へ移管する事となっていますので、これに沿った形で協議する事となります。

(委員) 県内には、工業団地が幾つかあると思いますが、法面や池の管理はどのようにしているのでしょうか。

(事業者) 事業者が過去に開発した工業団地の緑地部は、各進出企業に維持管理をしていただいております。調整池は、地元の市町に維持管理をしていただいております。

(事務局) 水質汚濁防止法では、法面であっても工場敷地の範囲に入れば、敷地境界を境に排水基準が適用される事となります。すなわち、法面も企業が責任を持って管理しなければならない部分となります。法令に基づく規制とは別に、環境影響評価において法面を緑化する事が明示されるのであれば、事業者と企業との約束として守っていただくべきだと思います。

また、池の管理の実態については、詳細に承知しておりませんが、工業団地によっては、立地する

企業が組合を設立している場合もあり、工場敷地ではない工業団地の部分は管理されているのではないかと思います。

[事業者が、準備書第5章以降の内容を説明]

(委員) ただいまの事業者の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

(委員) 埋蔵文化財の事で、かなり問題があると感じています。

準備書 p.712 の図 8.19.3 にある改変区域と文化財の範囲を見ると、改変部分に周知の堤ヶ谷遺跡が含まれていますが、この遺跡は、非常に重要な環濠集落である可能性が高いのではないのでしょうか。

環濠集落は、非常に大きな拠点的集落の意味合いを持ち、弥生時代では、非常に重要な遺跡になってきます。ご存じのように、佐賀の吉野ヶ里遺跡等、重要なところは、工業団地をやめて遺跡公園となったケースもあります。

滋賀県には環濠集落は多く存在しないと思います。特に、この堤ヶ谷遺跡は、いわゆる高地性集落といわれており、非常に重要なところです。それから遺物や遺構も出ています。環濠があれば、必ず何かの住居跡があって、いろいろな付属施設が沢山あります。

このように重要な場所ですから、県としては、残すというか、工事を行わないのが基本的なスタンスであって欲しいと思います。遺跡のあるところを避けてばかりでは、現在に生きる人間の住む場所がなくなる話もありますし、動植物等他の環境要素の問題もありますが、先ほどの景観の話も踏まえると、遺跡を避けた計画にすべきではなかったかと思います。計画の変更はできないのでしょうか。

(事業者) 事業予定地北側の残置森林の大半が保安林であり、この部分については改変できない状況にあります。堤ヶ谷遺跡は、保安林の区域外となっており、区域外の部分を改変する計画としました。

(委員) 遺構が集中しそうな部分が事業予定地東側の3区画にありますが、西側の残置森林部分に移動させる事はできないのでしょうか。

(事業者) 西側の残置森林部分も保安林となっております。

(委員) 遺跡部分を改変せざるを得ないという事ですか。

(事業者) 現時点では、県の教育委員会からは記録保存で良いと聞いておりますので、遺跡部分を改変区域に含めた計画としています。

(委員) 個人的には残念です。

しかし、記録保存するのであれば、遺跡に含まれない改変する部分についても、全面的に発掘調査し、記録保存に万全を期していただきたいと思います。

また、試掘については、等高線に並行に試掘する必要がありますので注意してください。谷部に窯があった場合、そのように試掘しないと見つからない可能性があります。

それと、埋蔵文化財の発掘調査は非常に時間を要します。準備書 p.30 の表 3.4.1 にある事業スケジ

ルールでは、平成 25 年から 4 年間造成工事を行う事となっていますが、これには埋蔵文化財の発掘調査が見込まれているのでしょうか。発掘調査には 1 年以上かかると思います。

(事業者) 準備書 p.15 の図 3.3.3 に、運土計画を掲げていますが、これは全区域を集中的に工事する事を仮定し、重機の稼働による負荷が大きくなる条件を示しています。

埋蔵文化財の観点からは、県の教育委員会と協議し、調査が終わった部分から段階的に工事に入りたいと考えています。

(委員) 埋蔵文化財の調査は、どういう物が出土するか、やってみないとわかりません。例えば、吉野ヶ里遺跡のような重大なものが出てきた場合は、県の教育委員会がストップをかける可能性もありますので、ご承知置きいただきたいと思います。

それと、埋蔵文化財の調査は、時間を遡って掘るものです。ですから、実際にはできませんが、現在に至るまでの時間と同じ時間をかけるくらいの思いで行う必要があります。また、埋蔵文化財は壊されてしまったら、もう二度と戻ってこないものですので、少しでも残して活用していただきたい。

例えば、工場敷地内で建物を設置しない場所に遺構があればその部分は改変しない、その上で事業予定地や隣接地に「ここに遺構がある」、「地元にこのような歴史がある」といった事を明示する看板を設置する事等を実施していただきたい。

事業予定地の近くに雪野山古墳がありますが、そこは発掘調査されて、一部が公園化されています。

(事業者) 遺跡部分を残すか否かは、結果によると思いますが、今のご指摘を踏まえて、県の教育委員会との協議を進めていきたいと思います。

(委員) 遺跡を全部残せとは言いませんが、活用できそうな物が出てくれば、少々無理をしても埋蔵文化財を残していく姿勢は見せていただきたいと思います。

(委員) 動植物について幾つか質問します。猛禽類の調査結果を見ると、事業予定地を外して飛翔しているのが気になります。それと、これだけ手厚く調査を実施されていますので、動物に対する影響評価の中に、猛禽類やその活動地点に対する影響評価をきちんと記載するべきではないかと思います。

次に、残置森林についてです。「残置森林」と言うと、そのまま残せば良いと捉えられがちですが、例えば、二酸化炭素をよく吸収し、タカ等もよく活動するような森にするような、「森林の若返り」といった事に取り組んでいただけないでしょうか。

森林ですから、10 年、20 年先の話になりますが、残置森林は残すだけでなく、ある程度手を加えて、森林機能の回復を少し検討していただければと思います。

(事業者) 猛禽類が事業予定地を外して飛んでいる件ですが、事業予定地周辺は、猛禽類の生息の場として適している要素がありますが、事業予定地はうっそうとしており活用できない状況にあるためだと思います。

それと、残置森林の話ですが、保全区域として設定したところについては、工事中の期間だけでも、下草を刈る事等を検討しています。

(委員) 先ほどの話は、森林を若返りさせるために、大きい木を切ってはどうかという事です。温暖化対策の観点では、大きい木は二酸化炭素吸収にほとんど寄与しませんし、大きな木を間引いて若い木を植えれば、二酸化炭素吸収にはプラスに働きます。また、動物の観点では、これまで森を活用しなかった生物も活用する可能性も出てきます。

本当に環境の事を意識するのであれば、そのような事を検討されてはどうでしょうか。

(事業者) 可能な範囲で、工事中にできる事を検討したいと思います。

(委員) 植物に関して大きく気になる点が2点、関連して気になる点が幾つかあります。

大きく気になる点の1点目は、先ほどの植物の予測評価の説明で、現在の植生の何%が消失する話や、移植計画についての説明をしていただきましたが、具体的な手法が見えてこない事です。

2点目は、計画書に対する知事の見解でも指摘されていますが、植物に対する保全措置に際しての植生遷移への対応についてです。準備書では、植生遷移が進む事が記載されていますが、その後、これに対してどう対応するかが明記されていない点が気になります。

まず、1点目に関連する事項です。残置森林、耕作放棄地、調整池と、特に残置森林をたくさん残されますので、随分と評価できると思いますが、先ほどの説明は、準備書のp.531の図8.12.15にある注目すべき生息地と併せると、「南側の部分には、カスミサンショウウオ等湿っぽい水田や放棄水田等に生息しそうなものがいてこれは残す。北側の調整池になる部分にはオグマサナエ等がいて調整池を作る。」といった内容だったと思います。事業計画を見ると、北側の調整池の近くの耕作放棄地は、多くが盛土され、若干残る程度となったりしていますが、これで湿地環境が維持できるのでしょうか。

それから、さらに関連する事項です。湿地環境の維持への対応は、調整池にヨシ群落等を再生するという事だったと思いますが、調整池が普段から水をためたり、あるいは、水生の抽水植物により、ヒクイナ等にとって陰になるものが生えていたりする環境になり得るのでしょうか。なり得るのであれば、調整池の物理的構造としてどのようなものを考えておられるのでしょうか。

(事業者) 1点目の北側の調整池について説明します。調整池を設置する場所は改変してなくなります。

改変する部分も湿地状になっていますが、その山側部分の谷筋には、放棄水田があり、湿地状になっています。これを上手く残したいと考えています。

(委員) 準備書p.552の図8.12.2の植生図で言うと、モウソウチク林にあたる部分という事でしょうか。

(事業者) そうです。

(委員) 工夫して残すのであれば、その内容はどのようなもののでしょうか。モウソウチク林の中に湿地があっても、通常は希少種がいる環境ではないと理解しています。また、準備書中にも湿地性の植物があるとは記載されていません。従って、現状をうまく利用する事が可能であるとして、希少な生物が生息できる環境をどのように維持するのか、あるいは、生育できない状況をどのようにして生育できるようにするのかを明確にさせていただきたいと思います。

次に、南側部分についても説明をお願いします。

(事業者) 南側についても、植生図のピンクの色部分が放棄水田のあぜとなっています。その山側に谷がありますので、このあたりの集水域を残していこうと考えています。

(委員) 準備書 p.525 の図 8.12.11 にある爬虫類・両生類の重要種確認位置を見ると、カスミサンショウウオやアカガエルが確認されたのは、残される部分よりも西側ですが大丈夫でしょうか。

(事業者) 放棄水田のあぜ部分の水源は、北側の山の部分だと考えています。

(委員) 現状の地図を見ると、西側から東側に水が流れているのではないのでしょうか。

(事業者) そのような水補給もあります。

(委員) 準備書 p.525 の図 8.12.11 を見ると、残される部分よりも少し西の山側から小さな谷が幾つか出ています。偶然かも知れませんが、その谷筋に沿って湿地性の生物が結構たくさんいます。

(事業者) そうです。法尻のところで確認されています。

(委員) 偶然かも知れませんが、残される場所は、湿地性の生物が少なめです。それと、残される部分は、今のままの状態を維持して保全していく考えでしょうか。

(事業者) はい。改変部分に生息する希少種について、北側と南側とに分け、移植できるものは移植しようと考えています。

(委員) 次に、今のお話に関して2点目の話題に入ります。

先ほどの説明からすると、植生遷移については、事業予定地内は植生遷移が進んでしまうので仕方がない、また、事業予定地外は農耕地があり今後とも維持されるという2つの考えをもとに、予測評価がなされていると思います。

しかし、現状が農耕地であっても、時代の流れを考えると、将来もその状況が継続する確証はありませんので、事業予定地内で植生管理をして保全する考えはあり得ないのでしょうか。

今回の調査で確認された種は、植生の状況に応じてたまたま生育しているものでありますが、折角移植しても、どんどん遷移していき、ただの樹林になってしまった場合には、いなくなるものが大半です。

移植しても、植生管理しなければ保全できないという理解もあり得ますので、この点についての考えをお聴かせください。

(事業者) 植生遷移に対しては、事業者として実施の担保が取れる工事中について、保全区域における下草刈り等で不用意な遷移が進まないようにし、今の環境を保全する取組を進めるところまでは、準備書に明記しています。

それ以降については、ご指摘のとおり、5年、10年といった長いスパンでの明確な考え方は、現在のところ明記化できていません。

(委員) この点については、将来にわたり植生管理する事まで指示できないと考えていますが、植生管理を続けられない限り保全できないというものはっきりしています。ですが、先ほどの事業計画の議論において、工業団地での組合の設置という良いヒントがありました。

最近、企業はCSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) の一環で、里山を管理しよう、あるいは、水辺の生き物を維持しようと、色々な環境保全の貢献に取り組んでいます。進出企業に対して、工業団地設置前の動植物の状況、設置に際しての環境保全措置の内容、その維持管理手法を明示する事によって、その措置が維持できる事や、それが大きな社会貢献になる事を説明し、取り組んでもらえるよう誘導していただければと思います。折角これまで調査し、取りまとめられた結果がありますので、上手くいけば長いスパンでの植生管理が可能になります。

(事業者) 今のご指摘は、先ほどの残置森林についてのご指摘に繋がるものだと思います。どこまでできるかわかりませんが検討したいと思います。

(委員) 期待しています。ぜひ前向きに検討してください。

(委員) 地盤に関してお聴きします。事業計画では、切土、盛土を伴う造成工事を実施されるため、準備書 p.427 にあるように地盤や法面に関する予測評価が行われています。法面の安定性については、「都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準」にのっとり検討されていますが、近年の地震災害を機に、法状斜面については、斜面のみの安定性を検討するだけで充分かという議論がされています。

特に議論されているのは、谷埋め盛土についてであり、今回の計画では、東側に大きな谷埋め盛土が2箇所あるようです。谷埋め盛土は、一旦地震による影響を大きく受けると、非常に大きく変形します。この事は、ここ2、3年で検討されはじめた事であり、基準化されたものはありませんが、最新の知見を収集し、積極的に取り入れていく事を検討していただきたいと思います。

(事業者) 造成工事については、これから実施設計を委託していく予定です。今のご指摘をもとに検討し、採用可能なものは取り入れていきたいと思います。

(委員) 水質について、幾つか指摘します。

1点目ですが、準備書 p.721 の表 9.1.6 に水質に係る環境保全措置の検討結果が記載されています。工事中の濁水について色々な検証が行われた結果を踏まえて、様々な措置が記載されています。

ですが、造成工事に関しては、その内容が紋切り型になっているようで、他の事業においても大抵同じ内容となっています。造成に際しては、「先行して沈砂池を造り濁り成分を充分除去して放流する。」、そして事後調査でも、「異常が認められた場合は、原因を究明し、環境保全措置の強化や追加を検討する。」という記述です。確かに、どのような問題が生じるのかを今から予測できませんが、予測を大幅に上回った時を想定し、講じるべき対策を明確にしておく事が重要です。また、対策を講じるまでの間は、工事を一旦停止する事が基本的なスタンスではないかと思います。

また現地確認では、この付近の河川の濁り成分は沈降しにくいように感じました。濁り成分が沈降

しにくい場合は、雨水排水への対応、沈砂池等の維持管理が重要になりますので、維持管理の手法や放流する濁り成分の目安を説明する必要があると思います。

次に2点目です。それは、計画書の段階で議論され、知事意見でも指摘された事項です。

雨水排水から有害物質や油が流出するような突発的な事故が起こった場合、これに対応できる雨水排水計画とすべきと指摘された事を受けて、準備書 p.404 の中段の記載がされたのだと思います。

この中で、最も評価できるのは、排水路を開渠とした事です。開渠とした事で、緊急時に油等の回収や拡散防止を容易にできるのではないかと思います。一つ気がかりな事は、これが地下水に関する事項の中で議論されているだけで、突発的な事故の発生は地下水にしか影響しないとされている事です。

雨水排水は下水道に放流されないで、突発的な事故が起これば河川にも油や有害物質が流れる可能性があります。工業団地の雨水排水は一旦調整池に貯留されますが、対応にも限度があると思いますので、調整池に至るまでの間にも何らかの対策が講じられないのでしょうか。

例えば、水路については遮水板を設置できるようにするといった事、薬品庫の周りは築堤する、排水経路にはキャッチピットを設置する等の具体的な対策を企業に要請する事等が考えられます。

法令で規定される事項は遵守されるのが当然ですが、突発的な事故の未然防止や対応の際に重要な事項の多くは、法令に規定されていません。しかも、現在の事業者から徐々に管理が別の方に引き継がれる事になりますので、先ほど指摘のあった組合の設置等も含めて対応を検討していただきたいと思います。

(事業者) 水路を開渠にした事については、外周道路の部分では対応できていますが、構造的な問題もあり、できない部分もあります。ですが、開渠部分を増やして、遮水板のようなものを設置できるようにしたいと思います。またその場所については、竜王町または組合等に管理をお任せする際、構造を含めて分かるように整理したいと思います。

それと、事故の未然防止対策を企業に要請する事等については、一旦事故を起こせば当事者である企業が一番困りますので、企業の方でも検討されると思います。企業との取引等の際に、具体的にイメージできるものを提示できるようにしたいと思います。

(委員) 先ほどお話しした、湿地の保全の件で追加事項があります。

事業予定地北側の調整池付近での方針としては、植生図では竹林となっているところを湿地にするとの説明がありました。しかし、湿った環境を人工的に造るのは非常に難しく、かつ湿地にも色々な湿地がありますので、湿地の構造や内容を明確にしなければなりません。例えば、長靴で入っていける程度の過湿地にするのか、ヒクイナ等が生えている水面を維持するのか等です。

それから、今お話ししたように、湿地性の植物といっても、生育に適した湿地の条件も異なりますので、移植に際しては、生育に適した条件、整備する湿地の内容を明確にしていきたいと思えます。

もう一つ、希少種の中には、キキョウやスズサイコのように、田んぼのあぜの法面等に生える草原性のももあります。これは、草原を維持しない限り、移植しても2、3年先にはなくなりますので、移植先では、年に1回、もしくは、年に2回程度の草刈りが必要となります。それは企業や組合で対応していただく事を目標にされると思いますが、企業や組合に分かるように、移植した種や管理手法

を整理していただきたいと思います。

(事業者) 準備書 p.625 等に、法面を緑化する環境保全措置を記載していますが、切土の際、水が染み出し、エロージョンが起こらない等の条件がそろえば、トウカイコモウセンゴケ等の生息場所である貧栄養性湿地を創出する事も可能かも知れません。

また、先ほどお話にあった草原性の植物であるキキョウについては、工場敷地内でも生育可能な場所を確保してもらえる可能性があります。

このような事を進出企業に要請していく事も、準備書には既に記載していますが、種ごとの考え方について、もう少し分かりやすく工夫したいと思います。

(委員) 種、環境条件と植生管理、これらを一体でお願いします。

(委員) 景観の事でお聴きします。

準備書 p.644 に予測結果のまとめが、p.645 に調査地点である No.1 地点での予測結果としてフォトモニタージュが示されていますが、一番下の図にある「緑化」は誰が行うのでしょうか。

(事業者) 工場用地内での緑化であり、企業に対する希望的観測も含めて図を作成しています。

(委員) 準備書には、緑化を行う事が明記されているのですが、希望的観測をもとに断言はできないと思いますので、少し文章を見直すか、もしくは、企業が図のような緑化を行うための仕組みが必要ではないでしょうか。

また準備書 p.644 の下から3行目に、「法面の高さも現況の丘陵地より低くなる事から、圧迫感はないものとする」と記載されていますが、現在の丘陵地は自然の山ですから、それと比較して圧迫感を議論するのは不自然です。事業計画のところでもお話ししましたが、事業予定地の東側は、盛土により、斜面が集落から見て手前に迫り、景観が大きく変わる事になります。にもかかわらず、「圧迫感はないものとする」と記載されているのは、おかしいと思いますので、表現を改めていただきたいと思います。

それから、準備書 p.644 の下から2行目、「No.2 地点は、宅地地盤面の高さが天井川の祖父川、事業実施区域の丘陵地よりも低くなる」とありますが、その意味を教えてくださいませんか。

(事業者) 準備書 p.646 の No.2 地点での予測結果を記載していますが、No.2 地点の地盤面は、天井川である祖父川、そして事業予定地よりも 10m ぐらい低い位置にあるという意味です。準備書の記述は、わかりにくい表現になってしまいましたが、No.2 地点の地盤面は、事業予定地よりも低く、天井川である祖父川を挟むので、この地点からの景観にあまり変化はないと考えています。

(委員) 景観の予測は、No.1 地点から No.7 地点で実施されており、No.1 地点での変化が一番大きいと思いますが、No.2 地点も保育園の上の山が切り取られています。それでも、この地点からの景観に変化がないとお考えでしょうか。

(事業者) 少し主観が入ってしまったかもしれませんが、先ほどの No.1 地点における圧迫感の話も含め

て、表現を少し見直したいと思います。

(委員) かなり変化があるという表現にするべきだと思います。

また、準備書 p.647 にある No.4 地点での予測結果についてお聴きします。この結果で設定されている工場の建物高さは何mでしょうか。

(事業者) 切り取った地盤面から 20mとしています。

(委員) 景観の評価は、背景の山並みが残る事が非常に重要だと思います。ですが、No.4 地点での予測結果では、稜線を切ってしまうかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

(事業者) 建物の高さを 20mとしている根拠は、建ぺい率が 60%、容積率が 200%を設定してのものです。この設定からすると、建物の高さ 20mは安全側の想定になりますが、進出企業に対しては、建物の高さについて要請していく必要があると思います。

(委員) 建物の高さには制限を設けていないという事ですか。

(事業者) ルールとして高さ制限が決まっている訳ではありません。環境影響評価の中で、過小に評価しない観点から、建ぺい率、容積率から建物高さの最大値を想定しています。

(委員) 山の稜線をきちんと残せる、何らかの仕組みが必要だと思いますので、ご検討をお願いします。

続けますが、準備書 p.650 にある表 8.15.7 の環境保全措置についてもお聴きします。

検討の視点として掲げられている「周辺景観との調和」のための環境保全措置には、「現地表層土壌と現地産の種子を活用する」だけで、大きな樹木を生やす事までは考えていないように理解できますが、いかがでしょうか。

(事業者) 原則、盛土部分は、現状のコナラ等を用いたり、現状の表層土壌を用いたりして、中高木を樹林化させる事を検討しています。事業予定地の東側には盛土部分が多くありますので、樹林化を目指す事になると思います。

(委員) 準備書 p.645 の No.1 地点からの予測結果の法面の緑化は、先ほどのご説明では進出企業にお願いされるという事だったと思います。今のご説明と少し食い違うように思いますが。

(事業者) 予測結果では、工場用地の部分にだけ樹木を入れましたが、法面も、基本的には樹林化を目指しています。

(委員) 法面も含めて樹林化を目指しているのであれば、その事をきちんと明記していただく必要があると思います。

それから、準備書 p.650 にある表 8.15.7 の環境保全措置のうち、「構造物による圧迫感の緩和」の部分ですが、ここには「建物高さは 20m以下とする」と書かれていますので、この事を考えても建築

上の制約を設ける必要があると思いますが、いかがでしょうか。

(事業者) 建物高さの20mについては、さきほど説明したように、都市計画上、建ぺい率、容積率についての制限があるのではないかと思います。準備書、評価書にそのような事が明記され、進出企業に手渡っていく事になると思います。

また、植物に係る環境保全措置のところですが、準備書 p.583 の表 8.13.15 に法面の「樹林化を目指す」事を記載しています。

(委員) 準備書 p.650 にある表 8.15.7 の環境保全措置のうち、「色彩景観等による配慮の要請」のところで、「事業区域内を東西に横断する町道も併せて整備する」とあります。次に記載された「潤いを感じられる景観」については、町での仕組み等を踏まえて、もう少し具体的な表現にいただいた方が良いと思います。

また、建築物の色彩についても、「比較的明度の高い色彩を採用する」とありますが、明度の高い色彩では周辺と調和しにくく、低い明度の方が周辺に調和するように感じます。

さらに、夜間照明の話ですが、「光量に十分配慮する」内容についても、もう少し具体的な表現にいただいた方が良いと思います。

最後に、「周辺景観との調和」のところに戻りますが、緑化については、工場敷地での緑化率の縛りだけでは担保できないと考えますので、何らかの仕組みを講じて事業予定地の東側が樹林化されるようにする必要があると思います。

(事業者) 今のお話を踏まえながら、関係機関と協議していきたいと思います。

(委員) 予測評価の議論のはじめに、猛禽類が事業予定地を外して飛んでいるとの話がありましたが、事業者は費用と時間をかけて調査をしており、その結果には間違いはないと思います。しかし、その結果をどう考えるかがポイントです。

周辺の状況を考慮すると、かつて事業予定地は、オオタカ、サシバ、ハチクマが生息する典型的な里山の生態系が維持されていた場所である事が見て取れます。事業予定地の周辺ではこれらの猛禽類が飛翔しているにもかかわらず、事業予定地への飛来が少ない理由は、この土地が取得された後、耕作が放棄された事等により荒廃し、利用できない状況になったからだと思います。

従って、準備書 p.546 に記載されている「事業実施区域南西側では、人工構造物への視線の遮へい効果もある残置森林を保全する事で、サシバやオオタカへの影響を低減する」という記述には疑問があります。彼らは飛べますので、人工構造物への視線の遮へい効果は関係ありません。保全する残置森林そのものが問題なのです。先ほどから他の委員が指摘されているように、できる事には限界がありますが、造成工事の際には、どのように手を加えて残置森林が潜在的に持っている生産性、多様性等をいかに引き出すかという事、また造成工事が完了した後は、どのような形で、引き出した能力を生かすのかという事をきちんと整理していただいた方が良いと思います。

オオタカ等は、林縁効果、いわゆる林縁部の長さと同比例して、ハンティングできる場所が確保されます。従って、もう少し具体的に言うと、計画の段階では、いかに林縁部を引き出すかという事、そして、残置森林の多くは保安林であるため限界がありますが、手の入れられる範囲で、進出企業や組合の方にその潜在的な能力を生かしてもらおうかという事を整理するという事です。

(事業者) 質疑のはじめの方では、進出企業のCSRの話もありましたので、今のご指摘を踏まえながら、工事終了後も一定の対応がなされるように、評価書に反映できればと思います。

(委員) 今までの話を含めて、少しコメントをさせていただきます。

地下水の予測の中で、排水路を開渠にして事故が発生した場合でもその影響を最小限に留めるという事が記載されていますが、そもそも地下に汚染物質が漏れればその事自体が事故になるのではないのでしょうか。

また、湿地の件ですが、先ほどの委員のご指摘と同感であり、湿地を造るのは難しいし、維持するのはもっと難しいものです。相当の覚悟が必要です。

それから、景観ですが、これは人の目からの評価となっています。先ほど、猛禽類と遮へい物の話がありましたが、少くくはそのような観点があっても良いのではないのでしょうか。関連するかも知れませんが、工場等でエネルギー対策として導入される太陽光パネルといった反射物、それと夜間の照明についても考慮に入れられたらいかがでしょうか。

あと、工場建屋の明度の話が出ていましたが、建築物をあらかじめ想定して一定の目安を作り、進出企業に説明できるようにすれば良いのではないのでしょうか。

(委員) 最後に、植物についてもう一点お願いします。

緑化に際して、郷土の種子や苗を使うとの事ですが、郷土産の種子や苗は、出回っている量が非常に少ないです。このため、種子を集めるのに1年間、それをポット苗にするのに1年、2年、3年とがかかりますので、それに要する期間がかかります。郷土産の種子を使うと書くのは楽ですが、実行するのは非常に難しいので、その事も念頭に置いて計画を立てていただきたいと思います。

(委員) 他にいかがでしょうか。ご質問、ご意見がないようですので、本日の審査会は終了させていただきます。

(審 査 会 終 了)